

第 31 号
2012.11.18

人権救済基金運営委員会

きっとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会

〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

<http://www.kyotoben.or.jp>

人権救済基金ニュース

基金の出番

～兄弟が亡父の馴染みの女将さんから聞いた話とは～

人権救済基金運営委員会 委員長 島崎哲朗

70歳の男性が、ある薬の副作用で亡くなりました。

遺族（息子2人）が知人に頼んで調べてみると、海外では副作用による死亡例が多数報告されており、その薬が使用禁止になった国もあり、日本国内でも死亡例があるとのことでした。

そこで、兄弟は、製薬会社や国を相手に損害賠償の請求をしたいと考えました。

とはいえ裁判となれば、裁判所に納める印紙代、弁護士費用に加えて、副作用に関する海外の資料の収集に、相当な費用がかかります。

そこで、以前、裁判費用を立て替えてくれる制度があると聞いていたので、二人で河原町三条の朝日会館9階にある法テラス（日本司法支援センター）を訪ねてみました。

ところが、職員の説明では、法テラスの制度は収入が一定の基準以下であることが条件となっており、兄弟の収入は基準を超えているため、制度を利用できないことがわかりました。

落胆した二人は、あてもなく河原町通を北へ歩いて行きました。二条通を過ぎたあたりで、弟が「この辺に親父の馴染みの中華料理屋があ

ったよな」と言い出し、ちょうど昼時だったこともあり、その店で昼食をとることにしました。

最後に一つ残った餃子を食べて終えた兄の方が、「親父には申し訳ないけど、裁判は諦めるしかないな。」と、ぼそりと口にしました。

その言葉を、配膳口の脇に佇んで兄弟を眺めていた店の女将が、しっかりと聞いていました。

「裁判、諦めるんじゃないよ。弁護士会に行けば何とかなるよ。」という女将の言葉に従い、二人は半信半疑で弁護士会を訪ねました。

弁護士会では、「人権救済基金」という制度があり、収入の多寡にかかわらず、援助を受けられるとのことでした。また、制度の利用には「公益性」という条件があるものの、裁判で製薬会社や国の責任が認められたら、同じ立場の遺族の人の救済にも役立つことになるので、この条件はクリアできるとのことでした。

こうして、二人は、人権救済基金の援助を受けて、裁判を開始したのです。（実話を元にしたフィクションです）お問合せは、075-231-2378まで。

タイムスイッチ万引き否認事件

～看過された無実の証拠と被告人の障がい～

弁護士 古家野晶子

1 事案の概要

平成21年2月5日、Aさんは、近所のホームセンターの1号館で買い物をし、2号館に立ち寄ってから帰宅しました。その約1週間後、自宅に来た警察官に、2号館で「タイムスイッチ」という商品（4450円相当）を万引きしたとして通常逮捕されました。

逮捕翌朝の初回接見時より、Aさんは「全く身に覚えがない！」と訴えていました。Aさんの主張は「箱の上に見本のように置いてあった裸のタイムスイッチを手にとって持ち歩いたことはある。でも、要らないと思ったから、どこか店内の別の場所に置いて店を出てきた。」というものでした。しかし、検察官（西村祝副検事）は、私服警備員が万引きを現認していたとして、Aさんを起訴しました。

ここで、次の2つの疑問をもたれたかもしれません。

① 警備員が現認していたのなら、店を出たところで声掛けして現行犯逮捕するのが普通ではないだろうか。Aさんはなぜ自宅で通常逮捕されたのか。

② Aさんがタイムスイッチを店に置いてきたのなら、その置いた付近を探せばタイムスイッチが見つかったのではないだろうか。

①については、警備員は、店を出たところで声掛けをしておらず、Aさんより40秒も遅れて店を出ていました。駐車場で車に乗り込もうとしているAさんに対して、車の後方からフェンス越しに「ちょっとすみません」などと声を掛けたとのことですが、Aさんはこれに気付いていませんでした。なお、Aさんは、警備員が控えた車のナンバーから割り出されました。

②については、Aさんは、タイムスイッチを置いた場所について、記憶がありませんでした。次の予定のことを考えていたので、どこに置いたか記憶が無いというのです。

2 訴訟の経過

Aさんは一貫して否認しました。Aさんが退店後にタイムスイッチを所持していたことを示す証拠は何もなく、逮捕直後の捜索でもAさん

の自宅からタイムスイッチは発見されませんでした。一方で、店舗からもタイムスイッチは見つかっていないとされていました。

検察官（吉川剛史検事）は、警備員の目撃証言を直接証拠とし、店からタイムスイッチが発見されていないという店員らの証言でこれを補強しようとしていました。

一審の京都地裁（坂口裕俊裁判官）は、直接証拠である警備員の「目撃」部分の供述の信用性を否定しました。しかし、店内からタイムスイッチが見つからない以上は、間接事実から万引きした事実が認定できるとし、平成22年3月10日に有罪判決（1年6月の実刑）を言い渡しました。上記①②に関しては、①Aさんは警備員の声掛けに気付いていた（そのため盗んだタイムスイッチは処分した）、②10日前とは言い置いた場所を説明できないのは不自然、としました。

ところが、控訴審係属中の同年6月中旬に、従業員が店内で裸のタイムスイッチを発見したとして、店から警察にタイムスイッチが提出され、大阪高検（佐野年英検事）にも報告されるという出来事がありました。8月中旬にこの事実を偶然探知した弁護人は、Aさんの無実を示す証拠であるとしてこのタイムスイッチや「発見者」らの取調請求をしました。しかし、大阪高裁（大淵敏和裁判長）は証拠請求をすべて却下して10月14日に控訴棄却判決を言い渡しました。このことは疑問のある判断として京都新聞（10月24日朝刊）で大きく取り上げられました。

直ちに上告し、最高裁に是正を求めました。しかし、第三小法廷（岡部喜代子裁判長、矢野直邦調査官）に約1年半係属した後、平成24年5月29日に上告棄却決定がなされました。Aさんは、7月30日に収監されました。

3 無実証拠が看過されることの問題

本件は、そもそも有罪にできるだけの証拠が無い事案です。そのことは、店からタイムスイッチが見つかったことによっても裏付けられています。しかし、一審、控訴審を通じて、驚く



盗盗罪 京都地裁で実刑
京都市伏見区のホーセッターで商品のタイムスイッチを盗んだとして控訴審に上訴した被告Aさん(仮称)が、1審判決で懲役1年6ヶ月、罰金100万円の有罪判決を受けた。被告Aさんは、盗んだタイムスイッチを盗んだと認め、懲役1年6ヶ月、罰金100万円の有罪判決を受けた。被告Aさんは、盗んだタイムスイッチを盗んだと認め、懲役1年6ヶ月、罰金100万円の有罪判決を受けた。

被告に有利な物品出現

高検黙殺 高裁証拠採用却下

～真実究明 疑問の声～
【京都新聞 平成22年10月24日朝刊】

ほど簡単に有罪の認定がなされました。

高裁が発見されたタイムスイッチを調べなかったのは全く理解に苦しむことです。無実証拠を看過することは、無罪推定原則から許されたいはず。また、控訴裁判所は最後の事実審として刑訴法393条1項但書によって新規証拠の取調べが義務づけられていますので、法律上も説明がつきません。事実の認定は証拠によって行われます。判断資料である証拠に重大な欠如があれば、正しい事実認定ができません。今回のように、無罪方向の重要証拠が法廷に出ることが妨げられていては、有罪判決の正当性は何ら担保されていないことになるはず。最高裁がこうした重大な違法を看過したことも大問題です。刑事裁判に対する信頼を著しく損なわせるものと言わざるをえません。

4 アスペルガー障がいと冤罪

冤罪発生への責任は、刑事裁判にかかわった法曹三者にあります。

弁護人として悔やまれることのひとつに、Aさんのアスペルガー障がいに早期に気付くことができなかつたことがあります。Aさんの障がいの存在は、一審判決後に判明しました。Aさんもご家族も気づいていないことでした。

アスペルガー障がいは、コミュニケーションの障がい、対人関係・社会性の障がい、パターン化した行動、興味・関心のかたよりが特徴として挙げられ、平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」における支援対象となっています。障がいの一方で、優れた能力が発揮される場合も多くあり、Aさんもその優れた専門知識を生かして個人事業を営み、妻子を養っていました。仕事においては詳細にメモをとる等でハンディをカバーしていましたが、日常生活においては困難を抱えており、これを忍耐強い妻が長年にわたりサポートし続けていました。

例えば、Aさんは、仕事でやテレビを見ている最中に妻がすぐそばで声をかけても全く気付

かないことが多々ありました。また、専門医の鑑定の結果、Aさんの特性として、現前の関心事以外の出来事に対する記憶が顕著に欠落することが指摘されました。

上記の①警備員の声掛けに気付かなかつたことや、②置いた場所の記憶が無かつたことは、Aさんの障がいを考慮すれば、よりよく理解することができます。しかし、障がいの存在を考慮しなければ、「声掛けに気付かなかつたなんて不自然」「置いた場所を説明できないなんて不自然」などと疑いの方向に用いられるおそれがあります。

そのうえ、Aさんの一点に注意が集中しすぎる特性のためコミュニケーション上のハンディも指摘されました。警察や検察での取調べも、公判での被告人質問も、弁護人の接見も、すべてコミュニケーションです。Aさんの特性を考慮しなければ、Aさんの認識や言い分を正確に理解できず、Aさんにとって不利益な結果につながる可能性があります。

Aさんが捜査機関や裁判官にタイムスイッチを盗んだと誤解されてしまった背景には、Aさんの障がい特性への無理解があったと思われます。これを是正するのは弁護人の仕事です。Aさんの障がいと本件との関係については、専門医による詳細な鑑定書を控訴審で取調請求しましたが、これも却下されました。ただ、一審段階で気付いて証拠請求できていれば、一審裁判官は逆の結論を出したかもしれません。Aさんの障がいを知っていれば、それを前提に店に協力を求め、置いたタイムスイッチを捜査段階で発見することだってできたかもしれません。

発達障がいの方々はその障がいのゆえに誤解されトラブルに巻き込まれることがあります。いまでこそ幼児教育で早期発見の努力がなされていますが、成人された方には障がいに気付かず困難を抱えたままの方も沢山おられるでしょう。私たち弁護士、また法曹三者の間でも、発達障がいに対する理解を日頃から深めておくことが必要だと思います。

5 今後に向けて

本件は、上告審の段階で、発達障がいのある被告人の刑事事件として人権救済基金から援助決定をいただきました。援助決定の知らせは、控訴棄却後、憔悴しきっていたAさんやご家族にとって、かすかな希望の光となりました。

しかし、上告棄却によりAさんは収監され、Aさんとご家族は経済的にも健康面でも追い詰められています。冤罪事件に終わりはありません。Aさんは再審請求によって無実を明らかにすることを希望されています。

引き続き本件に対するご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

* これまでに基金で援助した事件 *

	事件名
1993年	恩給受給地位確認等請求事件 豊田商事事件国家賠償請求事件
1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件 児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件 障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴） 家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告） 医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件 ヤコブ病損害賠償請求事件 桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件 日栄不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件 大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件 レンタルハウス被害者救済事件 半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件 生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件 障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判） 中国残留孤児国家賠償請求事件 医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件 洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件 自衛隊イラク派遣差止等請求事件 薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件） 船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件 嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件 入学金返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件 ①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他 外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件 国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）

次ページへ続く

前ページからの続き

	事件名
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産）
	地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）
	発達障害者の窃盗被告事件
	損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患）
	水族館施設設置許可取消請求事件

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。
2012年9月末時点での援助件数は、58件です。

＝2011年度人権救済基金報告＝

収入の部

科 目	'11年度予算額	'11年度決算額
1 会員寄附金	800,000	2,400,000
2 会員外寄附金	400,000	151,200
3 償還金	0	858,190
4 受取利息	4,000	1,678
5 雑収入	250,000	229,887
当期収入合計(A)	1,454,000	3,640,955
前年度繰越金	8,951,199	8,951,199
収入合計(B)	10,405,199	12,592,154

支出の部

科 目	'11年度予算額	'11年度決算額
援助金	3,500,000	2,900,000
活動費	1,000,000	566,379
雑費	10,000	3,920
予備費	5,895,199	0
当期支出合計(C)	10,405,199	3,470,299
当期収支差額(A-C)	△8,951,199	170,656
次期繰越収支差額(B-C)	0	9,121,855

人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どういうものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの他に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があります、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役に立つような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q 今まで、どのような事件が対象になっていますか。

A 詳しくは、4頁の「これまでに基金で援助した事件」のとおりですが、これまでに、豊田商事の国家賠償請求事件、外国人の未払い賃金請求事件、一条山開発処分取消請求事件、認知がなされると児童扶養手当の資格が失われるとの処分の取消請求事件、聴覚障害者に対する刑事事件、中国人強制連行・強制労働損害賠償請求事件、レンタルハウス被害者救済事件、学生無年金裁判事件などがあります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2011年度末で、約912万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしく願いいたします。

第17回法律援助を広げる市民のつどい

市民の裁判を受ける権利を守るために

講演

どこがおかしい？

日本の社会保障



山本 忠氏

立命館大学法学部 教授(社会保障法)

〈プロフィール〉

金沢大学法学部卒業、大阪市立大学大学院法学研究科博士課程修了。「権利としての社会保障」が日本で確立されるための課題を実践的に研究。社会政策学会、民主主義科学者協会法律部会、日本社会保障法学会所属。

ミニコンサート

Duo deux souhaits

(でゆお・どすえ)



ヴァイオリン
長谷川 真弓さん
ピアノ
尾藤 万希子さん

■曲目

- ・L.v.ベートーヴェン:ヴァイオリン・ソナタ第5番 ト長調 作品24「春」より 第1楽章
- ・F.クライスラー:愛の悲しみ
- ・G.ガーシュウィン:歌劇「ホーギーとベス」より「サマータイム」(J.ハイフェッツ編曲) 他

〈プロフィール〉

京都市立堀川高等学校音楽科(現・京都堀川音楽高等学校)の同級生、長谷川真弓(Vn.)と尾藤万希子(Pf.)によるデュオ。卒業から10余年、「また一緒にアンサンブルがしたい!」という2人(deux ドゥ)の願い(souhaits スエ)のもとに、2011年に結成。同年、東京・京都にて第1回リサイタルを開催。通称「どすえ」。

人権救済基金の説明と事例報告

■日時

2013年 **1月19日(土)**
(平成25年)

午後1時30分から午後4時(開場午後1時)

■会場

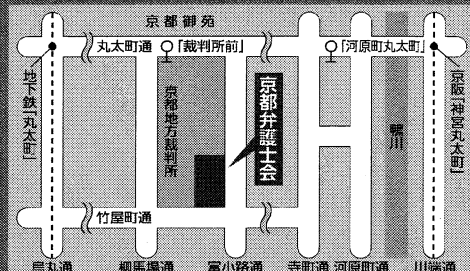
京都弁護士会 地階大ホール

京都市中京区富小路通丸太町下ル

先着順・入場無料

主催/京都弁護士会

後援/京都府・京都市・京都地方法務局・京都府社会福祉協議会・京都市社会福祉協議会・京都新聞社・KBS京都・日本司法支援センター京都地方事務所



①地下鉄「丸太町」駅から徒歩7分 ②バス停「裁判所前」から徒歩1分
③京阪「神宮丸太町」駅から徒歩12分 ④バス停「河原町丸太町」から徒歩8分
駐車場・駐輪場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい

きつとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会 TEL 075-231-2378

〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル

詳しくはホームページをご覧ください

京都弁護士会

検索





「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただく必要があります。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！
QRコードを携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会の携帯サイトに簡単にアクセスできます。
ぜひブックマークにご登録ください。

